

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の原子炉施設（高速実験炉原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書
（1次アルゴンガス系配管の一部改造）に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

「原子炉施設（高速実験炉原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書（新規制基準適合性確認等（第1回申請）：1次アルゴンガス系配管の一部改造（第六条1項、第十二条1項1号及び2項適合性確認）（令和5年11月22日付け令05原機（速実）010）」に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。

1. 設工認申請書の概要

本設工認申請書は、新規制基準適合性確認等に係る設工認申請書の分割申請の第1回申請であり、昭和63年3月31日付け「63安（原規）第39号」をもって認可を受けた「1次冷却系用不活性ガス設備の一部変更」の設備（当該申請では、カバーガス中に不純物として存在する希ガスの濃度を低減するため、希ガスフィルタ等を付加した）について所定の試験等を終了したため、当該設備を1次アルゴンガス系から切り離し、切り離した部分に配管又は閉止キャップを設置する（別紙1参照）。

2. 核セキュリティ及び保障措置への影響

(1) 核セキュリティ：影響なし

評価項目	評価結果	核セキュリティへの影響の有無
① 防護対象の追加等の有無	今回の申請は、「1次冷却系用不活性ガス設備の一部変更」で認可を受けた設備について、1次アルゴンガス系から切り離し、切り離した部分に配管又は閉止キャップを設置するものである。防護措置が必要となる設備の追加等はない。	無
② 侵入防止対策に係る性能への影響	今回の申請は、「1次冷却系用不活性ガス設備の一部変更」で認可を受けた設備について、1次アルゴンガス系から切り離し、切り離した部分に配管又は閉止キャップを設置するものである。核物質防護に係る設備や運用の変更はなく、侵入防止対策に係る性能について影響を及ぼさない。 ※ 作業中においては、多数の作業員や車両の出入りが発生するが、核物質防護規定に定める防護区域や周辺防護区域の設定及び監視、並びに出入管理に変更はない。	無

(2) 保障措置：影響なし

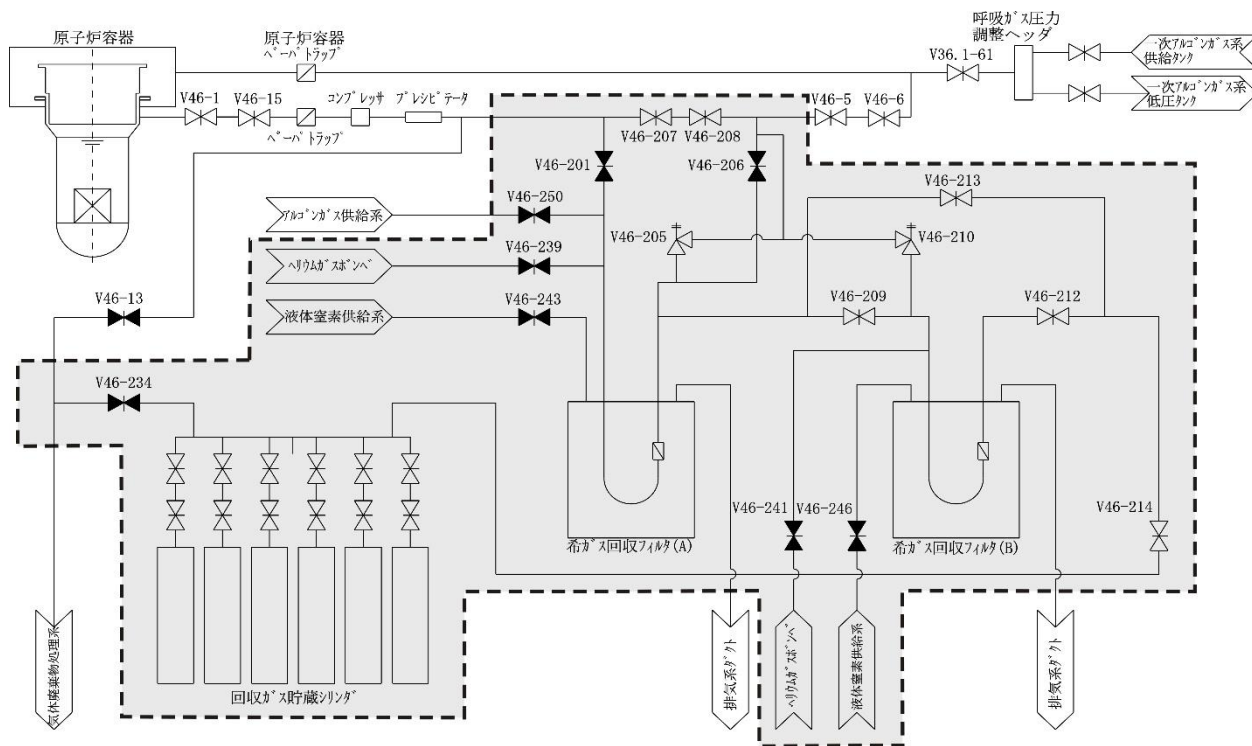
評価項目	評価結果	保障措置への影響の有無
① 設計情報質問表（DIQ：Design Information Questionnaire）への影響の有無	今回の申請は、「1次冷却系用不活性ガス設備の一部変更」で認可を受けた設備について、1次アルゴンガス系から切り離し、切り離した部分に配管又は閉止キャップを設置するものであり、設計情報質問表への影響はない（変更不要）。	無
② 査察機器の移設又は新規設置の有無	今回の申請は、「1次冷却系用不活性ガス設備の一部変更」で認可を受けた設備について、1次アルゴンガス系から切り離し、切り離した部分に配管又は閉止キャップを設置するものである。監視装置の視野障害等や封印への接触等での損傷防止への配慮に鑑み、既設の査察機器の移設又は査察機器の新設を必要としない。 ※ 監視カメラの視覚障害は生じない（移設不要）。 ※ 環境サンプリングにも支障は生じない。	無
③ サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物の新設の有無	恒久的な建物・構築物の新設はない。	無
④ 既存の査察実施方針への影響の有無	今回の申請は、「1次冷却系用不活性ガス設備の一部変更」で認可を受けた設備について、1次アルゴンガス系から切り離し、切り離した部分に配管又は閉止キャップを設置するものである。既存の査察実施方針への影響はない。 ※ 既定の査察実施に支障はない。 ※ 入域制限措置は不要である。 ※ 保障措置実施手順書の履行に支障はない。	無
⑤ 原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更認可の有無	計量管理規定の記載に変更はない。 ※ 計量管理規定の履行に支障はない。	無

3. 評価結果

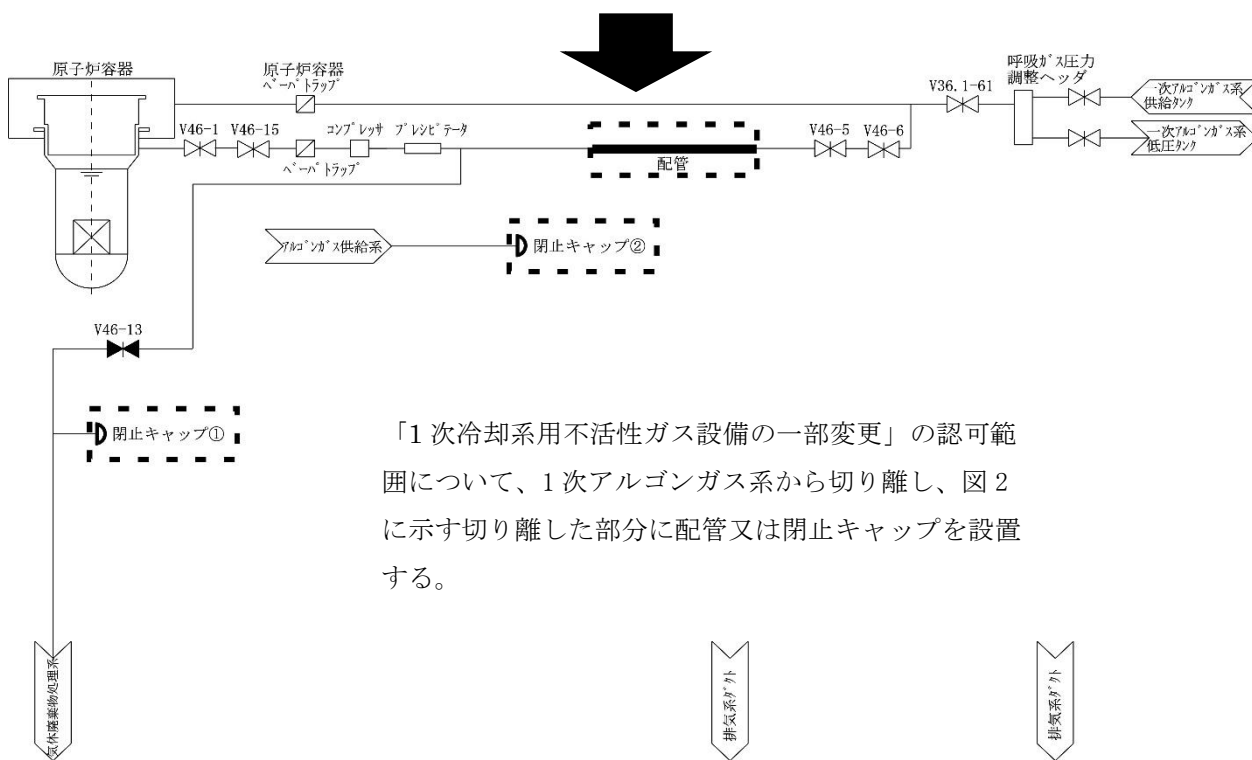
上記2. より、今回の原子炉施設（高速実験炉原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書が核セキュリティ及び保障措置に影響しないことを確認した。

以上

「第 1 回申請：1 次アルゴンガス系配管の一部改造」の概要



：昭和 63 年 3 月 31 日付け「63 安(原規)第 39 号」をもって認可を受けた
「1 次冷却系用不活性ガス設備の一部変更」の範囲



「1 次冷却系用不活性ガス設備の一部変更」の認可範囲について、1 次アルゴンガス系から切り離し、図 2 に示す切り離した部分に配管又は閉止キャップを設置する。

：申請範囲（配管、閉止キャップ①及び②の設置の範囲）
1 次アルゴンガス系配管の一部改造の範囲